

能登半島地震災害に被災した高校生への支援

被災による離職等で減収し、家計が急変した世帯の方は、**授業料等の支援**が受けられます。（それぞれ**申込みが必要**です）

① 入学手数料免除

- ・災害により、家屋の流失、全壊又は半壊、全焼又は半焼、床上浸水の被害を受けた世帯が対象です（罹災証明書等の提出は必要ありません。）※**電子申請**できます

詳細・手続
(石川県HP)



② 高等学校等就学支援金

- ・授業料を実質的に無償にするものです
- ・年収が約910万円未満の世帯が対象です（約8割の世帯が対象）
- ※被災等により収入が急減した世帯は、「家計急変支援」の申請ができます（R6.10月頃に学校から案内）

詳細・手続
(石川県HP)



③ 授業料免除

- ・災害により、家屋の流失、全壊又は半壊、全焼又は半焼、床上浸水の被害を受けた世帯が対象です（罹災証明書等の提出は必要ありません。）※**電子申請**できます
- 【高等学校等就学支援金を受けられている方は対象となりません】

詳細・手続
(石川県HP)



④ 通学給付金

- ・通学定期券等の費用を給付します
- ・校舎や通学路の損害等により、通学の方法を変更し、新たに通学費が発生した生徒が対象です

詳細・手続
(石川県HP)



⑤ 石川県教育費負担軽減奨学金（給付型奨学金）

- ・返還を要しない給付型の奨学金です（公立32,300～143,700円／年）
- ・年収が約270万円未満の世帯が対象です
- ※被災等により収入が急減した世帯は、「家計急変支援」の申請ができます（R6.6月頃に学校から案内）

詳細・手続
(石川県HP)



⑥ 石川県育英資金（貸与型奨学金）

- ・教育費に対する奨学金の貸与です（公立216,000～276,000円／年）
- ・被災された方（罹災証明書等が必要）で、緊急に奨学金が必要な方は、通年申請することができます

詳細・手続
(石川県HP)



申込先①～⑤：在学校の事務室 ⑥：在学校の担当教員

相談先①～⑥：石川県教育委員会庶務課 TEL 076-225-1816・1817